

確認事項

◇ 初診料(歯科)の注1に規定する施設基準(歯A000注1)

- (1) 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な院内感染防止対策を講じている。 (適 ・ 否)
- (2) 感染症患者に対する歯科診療を円滑に実施する体制を確保している。 (適 ・ 否)
- (3) 歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修を4年に1回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師が1名以上配置されている。 (適 ・ 否)
- (4) 職員を対象とした院内感染防止対策にかかる標準予防策及び新興感染症に対する対策等の院内研修等を実施している。 (適 ・ 否)
- ※ 令和4年3月31日において、現に歯科点数表の初診料の注1の届出を行っている保険医療機関については、令和5年3月31日までの間に限り、(3)及び(4)の基準を満たしているものとみなす。
- ただし、令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に令和4年度改定前の「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月5日保医発0305第2号)の第2の7(3)の院内感染防止対策に係る研修を受講した者については、当該研修を受けた日から2年を経過する日までは当該基準を満たしているものとみなす。
- (5) 当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染防止対策を実施している旨の院内掲示を行っている。 (適 ・ 否)
- (6) (5)の掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではない。 (適 ・ 否)
- ※ 令和7年5月31日までの間に限り、(6)に該当するものとみなす。

聴取方法のポイント

(7) 年に1回、院内感染対策の実施状況等について、様式2の7により地方厚生(支)局長に報告している。

(適 ・ 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

確認事項

◇ 地域歯科診療支援病院歯科初診料(歯A000・2)

(1) 看護職員が2名以上配置されている。 (適 ・ 否)

(2) 歯科衛生士が1名以上配置されている。 (適 ・ 否)

(3) 次のイ、ロ又はロいずれかに該当する。 (適 ・ 否)

イ 常勤の歯科医師が2名以上配置され、次のいずれかに該当する。

□ 歯科医療を担当する病院である保険医療機関における当該歯科医療についての紹介率(※1)が100分の30以上である。

※1 「紹介率」とは、別の保険医療機関から文書により紹介等された患者の数(※2)を初診患者(※3)の総数で除して得た数をいう。以下同じ。

※2 「文書により紹介された患者の数」とは、別の保険医療機関等からの文書(別添6の別紙1又はこれに準ずる様式)により紹介されて歯科、小児歯科、矯正歯科又は口腔外科を標榜する診療科に来院し、初診料を算定した患者の数をいう。

ただし、「文書により紹介等された患者」について、当該病院と特別の関係にある保険医療機関等から紹介等された患者を除く。

なお、「特別の関係にある保険医療機関」とは「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第4号)の別添1第1章第2部通則7の(3)に規定する特別の関係にある保険医療機関をいう。

※3 「初診患者」とは、当該診療科で初診料を算定した患者をいう。

単に電話での紹介を受けた場合等は紹介患者には該当しない。

また、当該保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜に受診した6歳未満の初診患者を除く。

※4 地域歯科診療支援病院歯科初診料に関する基準における文書により紹介された患者の数及び当該保険医療機関における初診患者の数については、届出前1か月間(暦月)の数値を用いる。

□ 歯科医療を担当する病院である保険医療機関における当該歯科医療についての紹介率が100分の20以上であって、別表第一に掲げる手術の1年間の実施件数の総数が30件以上である。

※ 地域歯科診療支援病院歯科初診料に関する基準における手術の数については、届出前1年間(暦年)の数値を用いる。

聴取方法のポイント

□ 歯科医療を担当する病院である保険医療機関において、歯科医療を担当する他の保険医療機関において歯科点数表の初診料の注6若しくは再診料の注4に規定する加算又は歯科点数表の歯科訪問診療料を算定した患者であって、当該他の保険医療機関から文書により診療情報の提供を受けて当該保険医療機関の外来診療部門において歯科医療を行ったものの月平均患者数が5人以上である。

※ 歯科医療を担当する病院である保険医療機関において、歯科点数表の初診料の注6又は再診料の注4に規定する歯科診療特別対応加算1、歯科診療特別対応加算2又は歯科診療特別対応加算3を算定した患者の月平均患者数については、届出前3か月間(暦月)の月平均の数値を用いる。

□ 歯科医療を担当する病院である保険医療機関において、歯科点数表の初診料の注6又は再診料の注4に規定する加算を算定した患者の月平均患者数が30人以上である。

ロ 次のいずれにも該当する。

□ 常勤の歯科医師が一名以上配置されている。

□ 歯科医療を担当する病院である保険医療機関において、歯科点数表の周術期等口腔機能管理計画策定料、周術期等口腔機能管理料(Ⅰ)、周術期等口腔機能管理料(Ⅱ)、周術期等口腔機能管理料(Ⅲ)又は周術期等口腔機能管理料(Ⅳ)のいずれかを算定した患者の月平均患者数が20人以上である。

ハ 次のいずれにも該当する。

□ 常勤の歯科医師が一名以上配置されている。

□ 歯科医療を担当する病院である保険医療機関において、歯科点数表の回復期等口腔機能管理計画策定料又は回復期等口腔機能管理料のいずれかを算定した患者の月平均患者数が十人以上である。

(4) 当該病院が当該病院の存する地域において、歯科医療を担当する別の保険医療機関との連携体制が確保されている。 (適 ・ 否)

(5) 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な院内感染防止対策を講じている。 (適 ・ 否)

(6) 感染症患者に対する歯科診療に対応する体制を確保している。 (適 ・ 否)

(7) 歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修を4年に1回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師が1名以上配置されて (適 ・ 否)

(8) 当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染防止対策を実施している旨の院内掲示を行っている。 (適 ・ 否)

(9) (8)の掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等有しない場合については、この限りではない。 (適 ・ 否)

※ 令和7年5月31日までの間に限り、(9)に該当するものとみなす。

(10) 毎年8月に、前年1年間(暦年)の実績について別添7の様式3による報告を行い、必要があれば区分の変更を行っている。 (適 ・ 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

確認事項

◇ 歯科外来診療医療安全対策加算(歯A000注9)

【歯科外来診療医療安全対策加算1】

- (1) 歯科医療を担当する保険医療機関(歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料にかかる施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を除く。)である。
(適 ・ 否)
- (2) 偶発症に対する緊急時の対応、医療事故対策等の医療安全対策に係る研修を修了した常勤の歯科医師が1名以上配置されている。
(適 ・ 否)
- (3) 歯科医師が複数名配置されていること又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ1名以上配置されている。
(適 ・ 否)
- (4) 医療安全管理者が配置されている。
(適 ・ 否)
ただし、病院である医科歯科併設の保険医療機関(歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関をいう。以下同じ。)にあつては、歯科の外来診療部門に医療安全管理者が配置されている。
- (5) 患者にとって安心して安全な歯科医療環境の提供を行うにつき次の十分な装置・器具等を有している。
(適 ・ 否)
- ア 自動体外式除細動器(AED)
※ 自動体外式除細動器(AED)については保有していることがわかる院内掲示を行っている。
 - イ 経皮的動脈血酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)
 - ウ 酸素(人工呼吸・酸素吸入用のもの)
 - エ 血圧計
 - オ 救急蘇生セット

聴取方法のポイント

(6) 診療における偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との事前の連携体制が確保されている。 (適 ・ 否)

※ 医科歯科併設の保険医療機関にあつては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制が確保されている場合は、この限りではない。

(7) 以下のいずれかを満たしている。 (適 ・ 否)

(イ) 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う、歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業に登録することにより、継続的に医療安全対策等に係る情報収集を行っている。

(ロ) 歯科外来診療において発生した医療事故、インシデント等を報告・分析し、その改善を実施する体制を整備している。

(8) 当該保険医療機関の見やすい場所に、緊急時における連携保険医療機関との連携方法やその対応等、歯科診療に係る医療安全管理対策を実施している旨の院内掲示を行っている。 (適 ・ 否)

(9) (8)の掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではない。 (適 ・ 否)

※ 令和7年5月31日までの間に限り、(9)に該当するものとみなす。

※ 令和6年3月31日時点で歯科外来診療環境体制加算1の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関については、令和7年5月31日までの間に限り、(4)、(6)、(7)及び(8)の基準を満たしているものとする。

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

【歯科外来診療医療安全対策加算2】

(1) 歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するものとして
地方厚生局長等に届け出た保険医療機関である。 (適 ・ 否)

(2) 偶発症に対する緊急時の対応、医療事故対策等の医療安全対策に係る研修を修了
した常勤の歯科医師が1名以上配置されている。 (適 ・ 否)

(3) 歯科医師が複数名配置されていること、又は歯科医師が1名以上配置されており、かつ、
歯科衛生士若しくは看護職員が1名以上配置されている。 (適 ・ 否)

(4) 歯科の外来診療部門に医療安全管理者が配置されている。 (適 ・ 否)

(5) 患者にとって安心して安全な歯科医療環境の提供を行うにつき次の十分な装置・器具等を有
している。 (適 ・ 否)

ア 自動体外式除細動器(AED)

※ 自動体外式除細動器(AED)については保有していることがわかる院内掲示を行っている。

イ 経皮的動脈血酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)

ウ 酸素(人工呼吸・酸素吸入用のもの)

エ 血圧計

オ 救急蘇生セット

(6) 診療における偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との事前の連
携体制が確保されている。 (適 ・ 否)

※ 医科歯科併設の保険医療機関にあっては、当該保険医療機関の医科診療科

との連携体制が確保されている場合は、この限りではない。

(7) 歯科外来診療において発生した医療事故、インシデント等を報告・分析し、その改善策を実施する体制を整備している。 (適 ・ 否)

(8) 当該保険医療機関の見やすい場所に、緊急時における連携保険医療機関との連携方法やその対応等、歯科診療に係る医療安全管理対策を実施している旨の院内掲示を行っている。 (適 ・ 否)

(9) (8)の掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載している。 (適 ・ 否)

※ 令和6年3月31日時点で歯科外来診療環境体制加算2の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関については、令和7年5月31日までの間に限り、(4)及び(7)の基準を満たしているものとする。

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

確認事項

◇ 歯科外来診療感染対策加算(歯A000注10)

(1) 歯科外来診療感染対策加算1

ア 歯科医療を担当する保険医療機関(歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料にかかる施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を除く。)である。

(適 ・ 否)

イ 歯科点数表の初診料の注1に係る施設基準の届出を行っている。

(適 ・ 否)

ウ 歯科医師が複数名配置されていること、又は歯科医師が1名以上配置されており、かつ、歯科衛生士若しくは院内感染防止対策に係る研修を受けた者が1名以上配置されている。

(適 ・ 否)

エ 院内感染管理者が配置されていること。ただし、病院である医科歯科併設の保険医療機関にあっては、歯科の外来診療部門に院内感染管理者が配置されている。

(適 ・ 否)

オ 歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯の切削時等に飛散する細かな物質を吸収できる環境を確保している。

(適 ・ 否)

※ 令和6年3月31日時点で歯科外来診療環境体制加算1の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関については、令和7年5月31日までの間に限り、1の(1)のエ及び(2)のエからサまでの基準を満たしているものとする。

聴取方法のポイント

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

(2) 歯科外来診療感染対策加算2

ア 歯科医療を担当する保険医療機関(歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を除く。)である。

(適 ・ 否)

イ 歯科点数表の初診料の注1に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関である。

(適 ・ 否)

ウ 歯科医師が複数名配置されていること又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ1名以上配置されている。

(適 ・ 否)

エ 院内感染管理者が配置されていること。ただし、病院である医科歯科併設の保険医療機関にあつては、歯科の外来診療部門に院内感染管理者が配置されている。

(適 ・ 否)

オ 歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯の切削時等に飛散する細かな物質を吸収できる環境を確保している。

(適 ・ 否)

カ 感染経路別予防策(个人防护具の着脱法等を含む。)及び新型インフルエンザ等感染症等に対する対策・発生動向等に関する研修を1年に1回以上受講している常勤の歯科医師が1名以上配置されている。

(適 ・ 否)

キ 新型インフルエンザ等感染症等の発生時に、当該感染症の患者又は疑似症患者を受け入れることを念頭に、汚染区域や清潔区域のゾーニング等を行うことができる体制を有する。

(適 ・ 否)

ク 新型インフルエンザ等感染症等発生時の事業継続計画を策定していること。ただし、病院である医科歯科併設の保険医療機関にあつては、歯科外来部門の事業継続計画を策定している。

(適 ・ 否)

ケ 新型インフルエンザ等感染症等の発生時に歯科外来診療を円滑に実施できるよう、医科診療を担当する別の保険医療機関との連携体制が整備されている。ただし、病院である医科歯科併設の保険医療機関にあつては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制が整備されている場合は、この限りではない。

(適 ・ 否)

コ 新型インフルエンザ等感染症等の発生時に当該地域において、歯科医療を担当する別の保険医療機関から当該感染症の患者又は疑似症患者を受け入れることを念頭に、連携体制を確保している。

(適 ・ 否)

サ 年に1回、感染経路別予防策及び最新の新型インフルエンザ等感染症等を含む感染症に対する対策・発生動向等に関する研修の受講状況について、別添7の様式2の7により地方厚生(支)局長に報告する。

(適 ・ 否)

※ 令和6年3月31日時点で歯科外来診療環境体制加算1の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関については、令和7年5月31日までの間に限り、1の(1)のエ及び(2)のエからサまでの基準を満たしているものとする。

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

(3) 歯科外来診療感染対策加算3

ア 歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関である。 (適 ・ 否)

イ 歯科医師が複数名配置されていること、又は歯科医師が1名以上配置されており、かつ、歯科衛生士若しくは看護職員が1名以上配置されている。 (適 ・ 否)

ウ 院内感染管理者が配置されていること。ただし、医科歯科併設の保険医療機関にあつては、歯科の外来診療部門に院内感染管理者を配置している。 (適 ・ 否)

エ 歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯の切削時等に飛散する細かな物質を吸収できる環境を確保している。 (適 ・ 否)

※ 令和6年3月31日時点で歯科外来診療環境体制加算2の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関については、令和7年5月31日までの間に限り、1の(3)のウ及び(4)のウからコまでの基準を満たしているものとする。

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

(4) 歯科外来診療感染対策加算4

ア 歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関である。 (適 ・ 否)

イ 歯科医師が複数名配置されていること、又は歯科医師が1名以上配置されており、かつ、歯科衛生士若しくは看護職員が1名以上配置されている。 (適 ・ 否)

ウ 院内感染管理者が配置されていること。ただし、医科歯科併設の保険医療機関にあっては、歯科の外来診療部門に院内感染管理者を配置している。 (適 ・ 否)

エ 歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯の切削時等に飛散する細かな物質を吸収できる環境を確保している。 (適 ・ 否)

オ 感染経路別予防策(個人防護具の着脱法等を含む。)及び新型インフルエンザ等感染症等に対する対策・発生動向等に関する研修を1年に1回以上受講している常勤の歯科医師が1名以上配置されている。 (適 ・ 否)

カ 新型インフルエンザ等感染症等の発生時に、当該感染症の患者又は疑似症患者を受け入れることを念頭に、汚染区域や清潔区域のゾーニング等を行うことができる体制を有する。 (適 ・ 否)

キ 新型インフルエンザ等感染症等発生時の事業継続計画を策定している。 (適 ・ 否)

ク 新型インフルエンザ等感染症等の発生時に歯科外来診療を円滑に実施できるよう、医科診療を担当する別の保険医療機関との連携体制が整備されている。ただし、病院である医科歯科併設の保険医療機関にあつては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制が整備されている場合は、この限りではない。

(適 ・ 否)

ケ 新型インフルエンザ等感染症等の発生時に当該地域において、歯科医療を担当する別の保険医療機関から当該感染症の患者又は疑似症患者を受け入れることを念頭に、連携体制を確保している。

(適 ・ 否)

コ 年に1回、感染経路別予防策及び最新の新型インフルエンザ等感染症等を含む感染症に係る対策・発生動向等に関する研修の受講状況について、別添7の様式3により地方厚生(支)局長に報告する。

(適 ・ 否)

※ 令和6年3月31日時点で歯科外来診療環境体制加算2の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関については、令和7年5月31日までの間に限り、1の(3)のウ及び(4)のウからコまでの基準を満たしているものとする。

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

確認事項

◇ 歯科診療特別対応連携加算(歯A000注11)

(1) 次のいずれかに該当している。 (適 ・ 否)

歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関である。

歯科医療を担当する診療所である保険医療機関であり、かつ、当該保険医療機関における歯科点数表の初診料の注6又は再診料の注4に規定する加算を算定した外来患者の月平均患者数が10人以上である。

※ 歯科診療特別対応連携加算に関する基準における歯科診療報酬点数表の初診料の注6又は再診料の注4に規定する歯科診療特別対応加算1、歯科診療特別対応加算2又は歯科診療特別対応加算3を算定している月平均外来患者数については、届出前3か月間(暦月)の数値を用いる。

(2) 歯科診療で特別な対応が必要である患者にとって安心して安全な歯科医療環境の提供を行うにつき次に掲げる十分な装置・器具を有している。 (適 ・ 否)

ア 自動体外式除細動器(AED)

イ 経皮的動脈血酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)

ウ 酸素(人工呼吸・酸素吸入用のもの)

エ 救急蘇生セット

(3) 緊急時に円滑な対応ができるよう別の医科診療を担当する病院である保険医療機関との連携体制が整備されている。 (適 ・ 否)

※ 病院である医科歯科併設の保険医療機関にあつては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制が整備されている場合は、この限りでない。

(4) 別の歯科診療を担当する保険医療機関との連携体制が整備されている (適 ・ 否)

聴取方法のポイント

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

確認事項

◇ 歯科点数表の初診料の注16及び再診料の注12に規定する施設基準
(歯A000注16・A002注12)

(1) 情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されているものとして、以下のア及びイを満たす。 (適 ・ 否)

ア 対面診療を適切に組み合わせて行うことが求められていることを踏まえて、対面診療を提供できる体制を有する。

イ 患者の状況によって当該保険医療機関において対面診療を提供することが困難な場合に、他の保険医療機関と連携して対応できる。

(2) 厚生労働省「歯科におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って診療を行う体制を有する保険医療機関である。 (適 ・ 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

聴取方法のポイント

確認事項

◇ 地域歯科診療支援病院入院加算(歯A250)

(1) 地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準に係る届出を行っている。 (適 ・ 否)

(2) 次の要件を満たしている。 (適 ・ 否)

- 連携する別の保険医療機関において歯科診療報酬点数表の「A000」初診料の注6又は「A002」再診料の注4に規定する加算を算定している患者若しくは歯科訪問診療料を算定している患者に対して、入院して歯科診療を行う体制を確保している。
- 連携する別の保険医療機関との調整担当者を1名以上配置している。

(3) 地域において歯科訪問診療を実施している別の保険医療機関との連携体制が確保されている。 (適 ・ 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

聴取方法のポイント

確認事項

◇ 医療機器安全管理料(歯科)(歯B018)

歯科診療に係る医療機器安全管理料の施設基準に係る届出は、医療機器安全管理料2に準じて行う。

【医療機器安全管理料2の施設基準】

(1) 放射線治療を専ら担当する常勤の医師(放射線治療の経験を5年以上有するものに限る。)が1名以上いる。 (適 ・ 否)

※ 当該常勤の医師は、次の施設基準に係る常勤の医師を兼任することができる。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ① 放射線治療専任加算 | ⑨ 定位放射線治療呼吸性移動対策加算 |
| ② 外来放射線治療加算 | ⑩ 粒子線治療 |
| ③ 遠隔放射線治療計画加算 | ⑪ 粒子線治療適応判定加算 |
| ④ 一回線量増加加算 | ⑫ 粒子線治療医学管理加算 |
| ⑤ 強度変調放射線治療(IMRT) | ⑬ ホウ素中性子捕捉療法 |
| ⑥ 画像誘導放射線治療加算 | ⑭ ホウ素中性子捕捉療法適応判定加算 |
| ⑦ 体外照射呼吸性移動対策加算 | ⑮ ホウ素中性子捕捉療法医学管理加算 |
| ⑧ 定位放射線治療 | ⑯ 画像誘導密封小線源治療加算 |

(2) 放射線治療に係る医療機器の安全管理、保守点検及び安全使用のための精度管理を専ら担当する技術者(放射線治療の経験を5年以上有するものに限る。)が1名以上いる。

(適 ・ 否)

※ 当該技術者は、次の施設基準に係る常勤の診療放射線技師との兼任はできない。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ① 外来放射線照射診療料 | ⑨ 定位放射線治療 |
| ② 放射線治療専任加算 | ⑩ 定位放射線治療呼吸性移動対策加算 |
| ③ 外来放射線治療加算 | ⑪ 粒子線治療 |
| ④ 遠隔放射線治療計画加算 | ⑫ 粒子線治療医学管理加算 |
| ⑤ 一回線量増加加算 | ⑬ ホウ素中性子捕捉療法 |
| ⑥ 強度変調放射線治療(IMRT) | ⑭ ホウ素中性子捕捉療法医学管理加算 |
| ⑦ 画像誘導放射線治療加算 | ⑮ 画像誘導密封小線源治療加算 |
| ⑧ 体外照射呼吸性移動対策加算 | |

聴取方法のポイント

※ 当該技術者は、外来放射線診療料の施設基準に係る技術者を兼任することができる。

※ 当該技術者は、次の施設基準に係る担当者との兼任もできない。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ① 遠隔放射線治療計画加算 | ⑤ 定位放射線治療 |
| ② 強度変調放射線治療(IMRT) | ⑥ 定位放射線治療呼吸性移動対策加算 |
| ③ 画像誘導放射線治療加算 | ⑦ 粒子線治療 |
| ④ 体外照射呼吸性移動対策加算 | ⑧ ホウ素中性子捕捉療法 |
| | ⑨ 画像誘導密封小線源治療加算 |

(3) 当該保険医療施設において高エネルギー放射線治療装置、ガンマナイフ装置又は密封小線源治療機器を備えている。 (適 ・ 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

確認事項

◇ 歯科治療時医療管理料(歯B004-6-2)

(1) 当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師、歯科衛生士等により、治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理できる体制が整備されている。

(適 ・ 否)

(2) 常勤の歯科医師が複数名配置されている又は常勤の歯科医師及び常勤の歯科衛生士又は看護師がそれぞれ1名以上配置されている。

(適 ・ 否)

※ なお、非常勤の歯科衛生士又は看護師を2名以上組み合わせることにより、当該保険医療機関における常勤歯科医師等と同じ時間歯科衛生士又は看護師が配置されている場合には、常勤の歯科衛生士又は看護師が勤務しているとみなすことができる。

(3) 当該患者の全身状態の管理を行うにつき以下の十分な装置・器具等を有している。

(適 ・ 否)

ア 経皮的動脈血酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)

イ 酸素供給装置

ウ 救急蘇生セット

(4) 緊急時に円滑な対応ができるよう病院である別の保険医療機関との連携体制が整備されている。

(適 ・ 否)

※ 病院である医科歯科併設の保険医療機関にあつては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制が整備されている場合は、この限りでない。

聴取方法のポイント

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

確認事項

◇ 小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算
(歯B000-4-2注3)

(1) 歯科医師が複数名配置されていること又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ1名以上配置されている。
(適 ・ 否)

(2) 次のいずれにも該当する。
(適 ・ 否)

ア 過去1年間に歯周病安定期治療又は歯周病重症化予防治療をあわせて30回以上算定している。

イ 過去1年間にエナメル質初期う蝕管理料又は根面う蝕管理料をあわせて12回以上算定している。

ウ 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準を届け出ている。

エ 歯科訪問診療料の注15に規定する届出を行っている。

(3) 過去1年間に歯科疾患管理料(口腔機能発達不全症又は口腔機能低下症の管理を行う場合に限る。)、
歯科衛生実地指導料の口腔機能指導加算、小児口腔機能管理料、口腔機能管理料又は歯科口腔リハビリテーション料3をあわせて12回以上算定している。
(適 ・ 否)

(4) 以下のいずれかに該当する。
(適 ・ 否)

ア 過去1年間の歯科訪問診療1、歯科訪問診療2若しくは歯科訪問診療3の算定回数又は連携する在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2若しくは在宅療養支援歯科病院に依頼した歯科訪問診療の回数があわせて5回以上である。

イ 連携する歯科訪問診療を行う別の医療機関や地域の在宅医療の相談窓口とあらかじめ協議し、
歯科訪問診療に係る十分な体制が確保されている。

(5) 過去1年間に診療情報提供料(I)又は診療情報等連携共有料をあわせて5回以上算定している実績がある。
(適 ・ 否)

聴取方法のポイント

(6) 当該医療機関に、歯科疾患の重症化予防に資する継続管理(エナメル質初期う蝕管理、根面う蝕管理及び口腔機能の管理を含むものであること。)並びに高齢者・小児の心身の特性及び緊急時対応等に関する適切な研修を修了した歯科医師が1名以上在籍している。

なお、既に受講した研修が要件の一部を満たしている場合には、不足する要件を補足する研修を受講することでも差し支えない。 (適 ・ 否)

(7) 診療における偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との事前の連携体制が確保されている。 (適 ・ 否)

※ ただし、医科歯科併設の診療所にあつては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制が確保されている場合は、この限りではない。

(8) 当該診療所において歯科訪問診療を行う患者に対し、迅速に歯科訪問診療が可能な歯科医師をあらかじめ指定するとともに、当該担当医名、診療可能日、緊急時の注意事項等について、事前に患者又は家族に対して説明の上、文書により提供している。 (適 ・ 否)

(9) (6)に掲げる歯科医師が、以下の項目のうち、3つ以上に該当する。 (適 ・ 否)

ア 過去1年間に、居宅療養管理指導を提供した実績がある。

イ 地域ケア会議に年1回以上出席している。

ウ 介護認定審査会の委員の経験を有する。

エ 在宅医療に関するサービス担当者会議や病院・診療所・介護保険施設等が実施する多職種連携に係る会議等に年1回以上出席している。

オ 過去1年間に、在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料を算定した実績がある。

カ 在宅医療又は介護に関する研修を受講している。

キ 過去1年間に、退院時共同指導料1、在宅歯科医療連携加算1、在宅歯科医療連携加算2、小児在宅歯科医療連携加算1、小児在宅歯科医療連携加算2、在宅歯科医療情報連携加算、退院前在宅療養指導管理料、在宅患者連携指導料又は在宅患者緊急時等カンファレンス料を算定した実績が

ある。

- ク 認知症対応力向上研修等、認知症に関する研修を受講している。
- ケ 過去1年間に福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設における定期的な歯科健診に協力している。
- コ 自治体を実施する事業(ケに該当するものを除く。)に協力している。
- サ 学校歯科医等に就任している。
- シ 過去1年間に、歯科診療特別対応加算1、歯科診療特別対応加算2又は歯科診療特別対応加算3を算定した実績がある。

(10) 歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯の切削や義歯の調整、歯冠補綴物の調整時等に飛散する細かな物質を吸引できる環境を確保している。 (適 ・ 否)

(11) 患者にとって安心して安全な歯科医療環境の提供を行うにつき次の十分な装置・器具等を有している。

- ア 自動体外式除細動器(AED)
- イ 経皮的動脈血酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)
- ウ 酸素供給装置
- エ 血圧計
- オ 救急蘇生セット
- カ 歯科用吸引装置

※ 自動体外式除細動器(AED)については保有していることがわかる院内掲示を行っていることが望ましい。

※ 令和7年5月31日までの間、(2)のイ及びエ、(4)のア、(5)並びに(9)のオ及びシの規定の適用については、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」による改正前の規定による令和6年5月31日以前の各区分の算定回数及び改正後の規定による令和6年6月1日以降の各区分の算定回数を合計して差し支えない。

※ 令和6年3月31日時点で「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」による改正前のかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関については、令和7年5月31日までの間に限り、(2)のイ及びエ、(3)並びに(6)の基準を満たしているものとする。

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

確認事項

◇ 在宅療養支援歯科診療所(歯C001-3)

(1) 在宅療養支援歯科診療所1の施設基準 (適 ・ 否)

次のいずれにも該当し、在宅等の療養に関して歯科医療面から支援できる体制等を確保している。

ア 過去1年間に歯科訪問診療1、歯科訪問診療2又は歯科訪問診療料3を合計18回以上算定している。

イ 高齢者の心身の特性(認知症に関する内容を含むものである。)、口腔機能の管理、緊急時対応等に係る適切な研修を修了した常勤の歯科医師が1名以上配置されている。なお、既に受講した研修が要件の一部を満たしている場合には、不足する要件を補足する研修を受講することでも差し支えない。

ウ 歯科衛生士が配置されている。

エ 当該診療所において、歯科訪問診療を行う患者に対し、迅速に歯科訪問診療が可能な保険医をあらかじめ指定するとともに、当該担当医名、診療可能日、緊急時の注意事項等について、事前に患者又は家族に対して説明の上、文書により提供している。

オ 歯科訪問診療に係る後方支援の機能を有する別の保険医療機関との連携体制が確保されている。

カ 当該診療所において、過去1年間の在宅医療を担う他の保険医療機関、保険薬局、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所又は介護保険施設等からの依頼による歯科訪問診療料の算定回数の実績が5回以上である。

キ 以下のいずれかに該当する。

(イ) 当該地域において、地域ケア会議、在宅医療・介護に関するサービス担当者会議又は病院・診療所・介護保険施設等が実施する多職種連携に係る会議等に年1回以上出席している。

(ロ) 過去1年間に、病院・診療所・介護保険施設等の職員への口腔管理に関する技術的助言や研修等の実施又は口腔管理への協力を行っている。

(ハ) 歯科訪問診療に関する他の歯科医療機関との連携実績が年1回以上ある。

ク 過去1年間に、以下のいずれかの算定が1つ以上ある。

(イ) 在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料の算定がある。

(ロ) 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料、小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の算定がある。

聴取方法のポイント

(ハ) 退院時共同指導料1、在宅歯科医療連携加算1、在宅歯科医療連携加算2、小児在宅歯科医療連携加算1、小児在宅歯科医療連携加算2、在宅歯科医療情報連携加算、退院前在宅療養指導管理料、在宅患者連携指導料又は在宅患者緊急時等カンファレンス料の算定がある。

ケ 直近1か月に歯科訪問診療及び外来で歯科診療を行った患者のうち、歯科訪問診療を行った患者数の割合が9割5分以上の診療所にあつては、次のいずれにも該当するものである。

(イ) 過去1年間に、5か所以上の保険医療機関から初診患者の診療情報提供を受けている。

(ロ) 直近3か月に当該診療所で行われた歯科訪問診療のうち、6割以上が歯科訪問診療1を算定している。

(ハ) 在宅歯科医療に係る3年以上の経験を有する歯科医師が勤務している。

(ニ) 歯科用ポータブルユニット、歯科用ポータブルバキューム及び歯科用ポータブルレントゲンを有している。

(ホ) 歯科訪問診療において、過去1年間の診療実績(歯科点数表に掲げるのうち、次に掲げるものの算定実績をいう。)が次の要件のいずれにも該当している。

① 「I005」に掲げる抜髄及び「I006」に掲げる感染根管処置の算定実績が合わせて20回以上である。

② 「J000」に掲げる抜歯手術の算定実績が20回以上である。

③ 「M018」に掲げる有床義歯を新製した回数、「M029」に掲げる有床義歯修理及び「M030」に掲げる有床義歯内面適合法の算定実績が合わせて40回以上である。

※ ただし、それぞれの算定実績は5回以上である。

コ 年に1回、歯科訪問診療の患者数等を別添2の様式18の2を用いて、地方厚生(支)局長に報告している。

※ 令和7年5月31日までの間、(1)のア及びのクの(イ)の規定の適用については、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」による改正前の規定による令和6年5月31日以前の各区分の算定回数及び改正後の規定による令和6年6月1日以降の各区分の算定回数を合計して差し支えない。

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

(2) 在宅療養支援歯科診療所2の施設基準

(適 ・ 否)

次のいずれにも該当し、在宅等の療養に関して歯科医療面から支援できる体制等を確保している。

ア 過去1年間に歯科訪問診療1、歯科訪問診療2又は歯科訪問診療3を合計4回以上算定している。

イ (1)のイからオまで及びケのいずれにも該当する。

ウ 当該診療所において、過去1年間の在宅医療を担う他の保険医療機関、保険薬局、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所又は介護保険施設等からの依頼による歯科訪問診療料の算定回数の実績が3回以上である。

エ 年に1回、歯科訪問診療の患者数等を別添2の様式18の2を用いて、地方厚生(支)局長に報告している。

※ 令和7年5月31日までの間、(2)のアの規定の適用については、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」による改正前の規定による令和6年5月31日以前の各区分の算定回数及び改正後の規定による令和6年6月1日以降の各区分の算定回数を合計して差し支えない。

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

確認事項

◇ 在宅療養支援歯科病院(歯C001-3)

(1) 次のいずれにも該当し、在宅等の療養に関して歯科医療面から支援できる体制等を確保している。

(適 ・ 否)

ア 過去1年間に歯科訪問診療1、歯科訪問診療2又は歯科訪問診療3を合計18回以上算定している。

イ 高齢者の心身の特性(認知症に関する内容を含むものである。)、口腔機能の管理、緊急時対応等に係る適切な研修を修了した常勤の歯科医師が1名以上配置されている。なお、既に受講した研修が要件の一部を満たしている場合には、不足する要件を補足する研修を受講することでも差し支えない。

ウ 歯科衛生士が配置されている。

エ 歯科訪問診療を行う地域の歯科診療所と連携し、必要に応じて歯科訪問診療、外来診療又は入院診療により専門性の高い歯科医療を提供する体制を有している。

オ 当該病院において、過去1年間の在宅医療を担う他の保険医療機関、保険薬局、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所又は介護保険施設等からの依頼による歯科訪問診療料の算定回数の実績が5回以上である。

カ 以下のいずれかに該当する。

(イ) 当該地域において、地域ケア会議、在宅医療・介護に関するサービス担当者会議又は病院・診療所・介護保険施設等が実施する多職種連携に係る会議等に年1回以上出席している。

(ロ) 過去1年間に、病院・診療所・介護保険施設等の職員への口腔管理に関する技術的助言や研修等の実施又は口腔管理への協力を行っている。

(ハ) 歯科訪問診療に関する他の歯科医療機関との連携実績が年1回以上ある。

キ 過去1年間に、以下のいずれかの算定が1つ以上ある。

(イ) 在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料の算定がある。

(ロ) 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料、小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の算定がある。

(ハ) 退院時共同指導料1、在宅歯科医療連携加算1、在宅歯科医療連携加算2、小児在宅歯科医療連携加算1、小児在宅歯科医療連携加算2、在宅歯科医療情報連携加算、退院前在宅療養指導管理料、在宅患者連携指導料又は在宅患者緊急時等カンファレンス料の算定がある。

聴取方法のポイント

ク 年に1回、歯科訪問診療の患者数等を別添2の様式18の2を用いて、地方厚生(支)局長に報告している。

※ 令和7年5月31日までの間、(1)のア及びキの(イ)の規定の適用については、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」による改正前の規定による令和6年5月31日以前の各区分の算定回数及び改正後の規定による令和6年6月1日以降の各区分の算定回数を合計して差し支えない。

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

確認事項

◇ 在宅患者歯科治療時医療管理料(歯C001-4-2)

(1) 当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師、歯科衛生士等により、治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理できる体制が整備されている。

(適 ・ 否)

(2) 常勤の歯科医師が複数名配置されている又は常勤の歯科医師及び常勤の歯科衛生士又は看護師がそれぞれ1名以上配置されている。

(適 ・ 否)

※ なお、非常勤の歯科衛生士又は看護師を2名以上組み合わせることにより、常勤歯科衛生士又は常勤看護師の勤務時間帯と同じ時間歯科衛生士又は看護師が配置されている場合には、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

(3) 当該患者の全身状態の管理を行うにつき以下の十分な装置・器具等を有している。

(適 ・ 否)

ア 経皮的動脈血酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)

イ 酸素供給装置

ウ 救急蘇生セット

(4) 緊急時に円滑な対応ができるよう病院である別の保険医療機関との連携体制が整備されている。

(適 ・ 否)

※ 病院である医科歯科併設の保険医療機関にあつては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制が整備されている場合は、この限りでない。

聴取方法のポイント

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

確認事項（★印は重点確認事項）

◇ 在宅歯科医療情報連携加算（歯C001－3注7）

(1) 在宅での療養を行っている患者の診療情報等について、在宅医療情報連携加算又は在宅歯科医療情報連携加算を算定する保険医療機関と連携する他の保険医療機関、介護保険法に定める居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者若しくは施設サービス事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者若しくは児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者等（以下「連携機関」という。）とICTを用いて共有し、当該情報について常に確認できる体制を有している医療機関である。

（ 適 ・ 否 ）

(2) 当該医療機関と患者の診療情報等を共有している連携機関（特別の関係にあるものを除く。）の数が、5以上である。

（ 適 ・ 否 ）

(3) 地域において、連携機関以外の保険医療機関等が、当該ICTを用いた情報を共有する連携体制への参加を希望した場合の連携体制を構築している。

※ 診療情報等の共有について同意していない患者の情報については、この限りでない。

（ 適 ・ 否 ）

(4) 上記(1)に規定する連携体制を構築している及び実際に患者の情報を共有している実績のある連携機関の名称等について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している。

（ 適 ・ 否 ）

(5) (4)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載している。

※ 自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではない。

※ 令和7年5月31日までの間に限り、(5)の要件を満たすものとみなす。

聴取方法のポイント

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

確認事項

◇ 歯科訪問診療料に係る地域医療連携体制加算(歯C000注13)

- (1) 歯科を標榜する診療所である保険医療機関である。 (適 ・ 否)
- (2) 当該保険医療機関において、次のアに該当する保険医療機関及びイに該当する保険医療機関との連携により、緊急時の歯科診療ができる連携体制を確保している。 (適 ・ 否)
- ア 歯科点数表「A000」に掲げる初診料の注2の届出を行った地域歯科診療支援病院歯科である保険医療機関で次の要件を満たしている。
- ① 緊急時に当該患者に対する歯科診療を行う体制を確保している。
 - ② 在宅歯科医療の調整担当者を1名以上配置している。
 - ③ 患者に関する診療記録管理を行うにつき必要な体制が整備されている。
- イ 当該患者に対する歯科訪問診療を行う体制が整備されている保険医療機関である。
- (3) 当該連携保険医療機関において緊急時に円滑な対応ができるよう、あらかじめ患者又はその家族の同意を得て、その治療等に必要情報を連携保険医療機関に対してあらかじめ別添2の様式21の2又はこれに準じた様式の文書をもって提供し、その写しを診療録に添付している。 (適 ・ 否)
- (4) 地域医療連携体制加算を算定する保険医療機関にあつては、患者又はその家族等に連携保険医療機関の名称、住所、在宅歯科医療の調整担当者又は担当の歯科医師の氏名及び連絡方法等を記載した別添2の様式21の2及び様式21の3又はこれに準じた様式の文書を必ず交付することにより、地域医療連携の円滑な運営を図っている。 (適 ・ 否)

◎ 口頭による指摘事項

調査メモ

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

確認事項

◇ 歯科訪問診療料の注15に規定する基準(歯C000注15)

直近1か月に歯科訪問診療及び外来で歯科診療を提供した患者のうち、歯科訪問診療を提供した患者数の割合が9割5分未満の保険医療機関である。 (適 ・ 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

調査メモ

確認事項

◇ 在宅歯科医療推進加算(歯C000注14)

(1) 歯科を標榜する診療所である保険医療機関である。 (適 ・ 否)

(2) 当該保険医療機関における歯科訪問診療の月平均延べ患者数が5人以上であり、そのうち6割以上が
歯科訪問診療1を算定している。 (適 ・ 否)

※ 届出前3月間の月平均延べ患者数を用いる。

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

調査メモ

確認事項

◇ 口腔細菌定量検査(歯D002-6)

(1) 当該療養を行うにつき、十分な経験を有する歯科医師が1名以上配置されている。

(適 ・ 否)

(2) 当該保険医療機関内に口腔内細菌定量分析装置を備えている。

(適 ・ 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

調査メモ

確認事項

◇ **有床義歯咀嚼機能検査(歯D011)、咀嚼能力検査及び咬合圧検査
(D011-2、D011-3)**

【有床義歯咀嚼機能検査1のイ(下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合)】

次のいずれにも該当する。 (適 ・ 否)

- 歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されている。
- 当該保険医療機関内に歯科用下顎運動測定器(非接触型)及び咀嚼能率測定用のグルコース分析装置を備えている。

【有床義歯咀嚼機能検査1のロ及び咀嚼能力検査】

次のいずれにも該当する。 (適 ・ 否)

- 歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されている。
- 当該保険医療機関内に咀嚼能率測定用のグルコース分析装置を備えている。

【有床義歯咀嚼機能検査2のイ(下顎運動測定と咬合圧測定を併せて行う場合)】

次のいずれにも該当する。 (適 ・ 否)

- 歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されている。
- 当該保険医療機関内に歯科用下顎運動測定器(非接触型)及び歯科用咬合力計を備えている。

【有床義歯咀嚼機能検査2のロ及び咬合圧検査】

次のいずれにも該当する。 (適 ・ 否)

- 歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されている。
- 当該保険医療機関内に歯科用咬合力計を備えている。

調査メモ

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

確認事項

◇ 精密触覚機能検査(歯D013)

(1) 歯科医療を担当する保険医療機関である。 (適 ・ 否)

(2) 口腔顔面領域の感覚検査及び三叉神経損傷の診断と治療法に関する研修を修了した歯科医師が1名以上配置されている。 (適 ・ 否)

※ 既に受講した研修が要件の一部を満たしている場合には、不足する要件を補足する研修を受講することでも差し支えない。

※ 研修については、該当する研修を全て修了していることが確認できる文書(当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)を添付すること。

(3) 当該医療機関内にSemmes-Weinstein monofilament setを備えている。 (適 ・ 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

調査メモ

確認事項

◇ 睡眠時歯科筋電図検査(歯D014注)

(1) 当該療養を行うにつき、十分な経験を有する歯科医師が1名以上配置されている。

(適 ・ 否)

(2) 当該保険医療機関内に歯科用筋電計を備えている。

(適 ・ 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

聴取方法のポイント

確認事項

◇ 歯科画像診断管理加算1(歯E通則6)

- (1) 歯科診療報酬点数表の初診料の注2の届出(地域歯科診療支援病院歯科初診料に係るものに限る。)を行った保険医療機関である。 (適 ・ 否)
- (2) 画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が1名以上いる。 (適 ・ 否)
※ 画像診断を専ら担当する歯科医師とは、勤務時間の大部分において画像情報の撮影又は読影に携わっている者をいう。
- (3) 画像診断管理を行うにつき十分な体制が整備されている。 (適 ・ 否)
- (4) 当該保険医療機関以外の施設に読影又は診断を委託していない。 (適 ・ 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

聴取方法のポイント

◇ 歯科画像診断管理加算2(歯E通則7)

- (1) 歯科診療報酬点数表の初診料の注2の届出(地域歯科診療支援病院歯科初診料に係るものに限る。)を行った保険医療機関である。 (適 ・ 否)
- (2) 画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が1名以上いる。 (適 ・ 否)
※ 画像診断を専ら担当する歯科医師とは、勤務時間の大部分において画像情報の撮影又は読影に携わっている者をいう。
- (3) 当該保険医療機関において実施される全ての歯科用3次元エックス線断層撮影及びコンピューター断層診断(歯科診療に係るものに限る。)について、(2)に規定する歯科医師の下に画像情報の管理が行われている。 (適 ・ 否)
- (4) 当該保険医療機関における歯科用3次元エックス線断層撮影診断及びコンピューター断層診断(歯科診療に係るものに限る。)のうち、少なくとも8割以上の読影結果が、(2)に規定する歯科医師により遅くとも撮影日の翌診療日までに当該患者の診療を担当する歯科医師に報告されている。 (適 ・ 否)
- (5) 画像診断管理を行うにつき十分な体制が整備されている。 (適 ・ 否)
- (6) 当該保険医療機関以外の施設に読影又は診断を委託していない。 (適 ・ 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

確認事項

◇ 歯科口腔リハビリテーション料2(歯H001-3)

(1) 歯科又は歯科口腔外科を標榜し、当該診療科に係る5年以上の経験及び当該療養に係る3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されている。 (適 ・ 否)

(2) 顎関節症の診断に用いる磁気共鳴コンピュータ断層撮影(MRI撮影)機器を設置している。 (適 ・ 否)

※ 当該医療機器を設置していない保険医療機関は、当該医療機器を設置している病院と連携が図られている。

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

聴取方法のポイント

確認事項

◇ 歯科の処置の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1(歯I通則6・イ)

(1) 処置の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1を算定する診療科を届出している。

(適 ・ 否)

(2) 次のいずれかを満たしている保険医療機関である。

(適 ・ 否)

ア 「救急医療対策事業実施要綱」(昭和52年7月6日医発第692号)に規定する第三次救急医療機関、小児救急医療拠点病院である。

イ 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制について」(平成29年3月31日医政地発0331第3号)の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制の構築に係る指針」に規定する「周産期医療の体制構築に係る指針」による総合周産期母子医療センターを設置している保険医療機関である。

ウ 「災害時における医療体制の充実強化について」(平成24年3月31日医政地発0331第3号)に規定する災害拠点病院、「へき地保健医療対策事業について」(平成13年5月16日医政発第529号)に規定するへき地医療拠点病院又は地域医療支援病院の指定を受けている。

エ 基本診療料の施設基準等別表第六の二に規定する地域に所在する保険医療機関である。

オ 年間の緊急入院患者数が200名以上の実績を有する病院である。

カ 全身麻酔による手術の件数が年間800件以上の実績を有する病院である。

(3) 医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている。

(適 ・ 否)

※ 別添「◇医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制」により確認。

聴取方法のポイント

(4) 静脈採血、静脈注射及び留置針によるルート確保について、次のいずれも実施している。

(適 ・ 否)

上記について、原則として医師以外の医療従事者が実施することとし、以下のアからウまでのいずれかの場合のみ医師が対応している。

ア 教育的観点から、臨床研修の責任者が必要とあらかじめ認める場合であって、臨床研修1年目の医師が実施する場合。(ただし、当該臨床研修医が所属する診療科において行われるものであって、研修プログラムに支障のない範囲に留まる場合に限る。)

イ 医師以外の医療従事者が、実際に患者に静脈採血、静脈注射及び留置針によるルート確保を試みたが、実施が困難であると判断した場合。(患者を実際に観察し、穿刺を行う前に判断する場合を含む。)

ウ 新生児に対して実施する場合。

上記について、実施可能な医師以外の者が各部門又は病棟ごとに常時1名以上配置されており、当該医師以外の者の氏名が院内掲示等により、職員に周知徹底されている。

(5)以下のア及びイの事項について記録している。

ア 当該加算を算定している全ての診療科において予定手術に係る術者及び第一助手について、その手術の前日の夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までをいう。以下、同様とする。)に当直、夜勤及び緊急呼出し当番(以下「当直等」という。)を行った者がある場合は、該当する手術と当直等を行った日

イ 当該加算を算定している全ての診療科において2日以上連続で夜勤時間帯に当直を行った日がある場合は該当する当直を行った日。

(6) (5)のアの当直等を行った日が届出を行っている診療科の各医師について、年間4日以内であり、かつ、(5)のイの2日以上連続で夜勤時間帯に当直を行った回数が、それぞれについて届出を行っている診療科の各医師について、年間4日以内である。ただし、緊急呼出し当番を行う者について、当番日の夜勤時間帯に当該保険医療機関内で診療を行わなかった場合は、翌日の予定手術に係る術者及び第一助手となっても、(5)のアの当直等を行った日には数えない。

(7) 当該加算を算定している全ての診療科において、(1)又は(2)のいずれか及び(3)を実施している。

(適 ・ 否)

ア 交代勤務制を導入しており、以下のいずれも実施している。

- 当該診療科に常勤の医師を3名以上配置している。
- 夜勤時間帯において、1名以上の医師が勤務している。
- 夜勤を行った医師について、翌日の日勤帯は、休日としている。
- 日勤から連続して夜勤を行う場合は、当該夜勤時間帯に2名以上の医師が勤務している。
また、夜勤時間帯に、日勤から連続して勤務している者1名につき、4時間以上の休憩を確保している。
- 原則として、当該診療科において夜勤時間帯に行われる診療については、夜勤を行う医師のみによって実施されている。
- ※ 緊急呼出し当番を担う医師を置かなくても差し支えない。ただし、同時に2列以上の手術を行う場合は、夜勤を行う医師以外の医師が行ってもよい。また、同時に2列以上の手術を行う場合、手術を行う医師(夜勤を行っている医師を除く。)は、(5)アにおける当直等を行っている者には数えない。
- 交代勤務の勤務実績を少なくとも5年間保管している。
また、交代勤務制を導入している全ての診療科について、予定手術以外の手術の一覧(※1)を作成し、少なくとも5年間保管している。
(※1)術者及び全ての助手の医師の氏名並びに開始時間及び終了時間が分かるもの
- 交代勤務制の概要を、診療科ごとにとりまとめ、地方厚生(支)局長に報告している。

イ チーム制を導入しており以下のいずれも実施している。

- 休日、時間外又は深夜(以下「休日等」という。)において、当該診療科に配置されている医師の数が5名又はその端数を増すごとに1名の緊急呼出し当番を担う医師を置いている。
- 休日等において、当該診療科における診療が必要な場合は、原則として緊急呼出し当番又は当直医(当該診療科以外の医師を含む。)が行っている。
- ※ 当該診療科において、緊急手術を行う場合は、緊急呼出し当番以外の者が手術に参加してもよい。
- 夜勤時間帯に緊急呼出し当番を行った者について、翌日を休日としている。
- ※ 夜勤時間帯に当該保険医療機関内で診療を行わなかった場合は、翌日を休日としなくても差し支えない。

- 夜勤時間帯において、緊急手術を行った医師(術者及び全ての助手をいう。)について、翌日の予定手術を行う場合は、(5)アにおける当直等を行っている者として数えている。
- チーム制を導入している全ての診療科について、予定手術以外の手術の一覧(※1)及び緊急呼出しを実施した実績一覧(※2)を作成し、少なくとも5年間保管している。
(※2)実際に保険医療機関内で診療を行ったもの全てを含む。また、保険医療機関内で診療を行った医師の氏名及び保険医療機関内の診療を開始した時間と終了した時間が分かるものである。
- 緊急呼出し当番の方法等に関する概要を診療科ごとにとりまとめ、地方厚生(支)局長に報告している。

ウ 医師が時間外、休日又は深夜の手術等を行った場合の手当等を支給しており、次のいずれかを実施するとともに実施内容について就業規則に記載を行い、その写しを地方厚生(支)局長に届出している。

また、休日等において、当該診療科に1名以上の緊急呼出し当番を担う医師を置いている。

(適 ・ 否)

※ 休日等において、当該診療科における緊急呼出し当番以外の医師の診療も必要な場合は、緊急呼出し当番以外の医師も診療を行ってもよい。

この場合、緊急呼出し当番以外の医師が夜勤時間帯において手術を行っていても、(5)のアにおける当直等を行っている者としては数えないが、特定の医師に夜勤時間帯の手術が集中しないような配慮を行い、(3)の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制に反映している。

- 当該診療科において、医師が、休日等の手術又は処置(所定点数が1,000点以上の処置に限る。)を行った場合、その都度、休日手当、時間外手当、深夜手当、当直手当等とは別の手当を支給しており、その内容を当該保険医療機関内の全ての医師に周知している。
- 当該診療科において、医師が、休日等の手術又は処置(所定点数が1,000点以上の処置に限る。)を年間に行った数に応じた手当を支給しており、その内容を当該保険医療機関内の全ての医師に周知している。

※ 令和6年3月31日時点で休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1の届出を行っている保険医療機関については、(7)に係る規定は令和8年5月31日までの間に限り、なお従前の例による。

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

確認事項

◇ 手術用顕微鏡加算(歯I008-2注3)

(1) 手術用顕微鏡を用いた治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されている。 (適 ・ 否)

(2) 保険医療機関内に手術用顕微鏡が設置されている。 (適 ・ 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

聴取方法のポイント

確認事項

◇ 口腔粘膜処置(歯I029-3)

- (1) 当該レーザー治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上いる。
(適 ・ 否)
- (2) 口腔内の軟組織の切開、止血、凝固及び蒸散を行うことが可能なレーザー機器を備えている。
(適 ・ 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

聴取方法のポイント

確認事項

◇ う蝕歯無痛的窩洞形成加算(歯MO01注10/M001-2注1)

(1) 当該レーザー治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上いる。

(適 ・ 否)

(2) 無痛的に充填のためのう蝕の除去及び窩洞形成が可能なレーザー機器を備えている。

(適 ・ 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

聴取方法のポイント

確認事項

◇ 歯科技工士連携加算1及び光学印象歯科技工士連携加算
(歯M003・003-4・006・007)

(1) 保険医療機関内に歯科技工士を配置している又は他の歯科技工所との連携が図られている。

(適 ・ 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

聴取方法のポイント

確認事項

◇ 歯科技工士連携加算2(歯M003・003－4・006・007)

(1) 保険医療機関内に歯科技工士を配置している又は他の歯科技工所との連携が図られている。

(適 ・ 否)

(2) 保険医療機関内の歯科技工士又は他の歯科技工所との情報通信機器を用いた連携に当たって、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制である。

(適 ・ 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

聴取方法のポイント

確認事項

◇ 光学印象(歯M003-4)

(1) 歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されている。

(適 ・ 否)

(2) 当該保険医療機関内に光学印象に必要な機器を有している。

(適 ・ 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

聴取方法のポイント

確認事項

◇ CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー(歯M015-2)

(1) 歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されている。 (適 ・ 否)

(2) 保険医療機関内に歯科用CAD/CAM装置が設置されている場合は、歯科技工士を配置している。 (適 ・ 否)

(3) 保険医療機関内に歯科用CAD/CAM装置が設置されていない場合は、当該装置を設置している歯科技工所との連携が図られている。 (適 ・ 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

聴取方法のポイント

確認事項

◇ 歯科技工加算1及び2(歯M029注3/注4)

【有床義歯修理及び有床義歯内面適合法】

(1) 常勤の歯科技工士を配置している。 (適 ・ 否)

※ 非常勤の歯科技工士を2名以上組み合わせることにより、常勤歯科技工士の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤歯科技工士が配置されている場合には、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

(2) 歯科医療機関内に歯科技工室を有している。 (適 ・ 否)

(3) 歯科技工に必要な機器を有している。 (適 ・ 否)

(4) 患者の求めに応じて、迅速に有床義歯の修理及び床裏装を行う体制が整備されている旨を院内掲示している。 (適 ・ 否)

(5) (4)の掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載している。 (適 ・ 否)

※ 自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではない。

※ 令和7年5月31日までの間に限り、(5)に該当するものとみなす。

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

聴取方法のポイント

確認事項

◇ 上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科診療に係るものに限る。)、下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科診療に係るものに限る。)(歯J069・3、歯J075. 4)

(1) 歯科口腔外科を標榜している病院である。 (適 ・ 否)

(2) 上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)又は下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)を、当該手術に習熟した歯科医師の指導の下に、術者として合わせて5例以上実施した経験を有する常勤の歯科口腔外科の歯科医師(当該診療科について5年以上の経験を有するものに限る。)が1名以上配置されている。 (適 ・ 否)

(3) 関係学会から示されている指針に基づき、当該手術が適切に実施されている。 (適 ・ 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

聴取方法のポイント

確認事項

◇ 頭頸部悪性腫瘍光線力学療法(歯科診療に係るものに限る。)(歯J111)

- (1) 関係学会により教育研修施設として認定された施設である。 (適 ・ 否)
- (2) 頭頸部癌の治療に係る専門の知識及び5年以上の経験を有し、本治療に関する所定の研修を修了している常勤の歯科医師が1名以上配置されている。 (適 ・ 否)
- (3) 常勤の歯科麻酔科医又は常勤の麻酔科標榜医が配置されている。 (適 ・ 否)
- (4) 緊急時・偶発症発生時に備えて医師との連携体制を確保している。 (適 ・ 否)
- (5) 緊急手術の体制が整備されている。 (適 ・ 否)
- (6) 当該療養に用いる機器について、適切に保守管理がなされている。 (適 ・ 否)

聴取方法のポイント

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

確認事項

◇ 歯科の手術の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1(歯J通則9/イ)

(1)手術の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1を算定する診療科を届出している。

(適 ・ 否)

(2)次のいずれかを満たしている保険医療機関である。

(適 ・ 否)

ア 「救急医療対策事業実施要綱」(昭和52年7月6日医発第692号)に規定する第三次救急医療機関、小児救急医療拠点病院である。

イ 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制について」(平成29年3月31日医政地発0331第3号)の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制の構築に係る指針」に規定する「周産期医療の体制構築に係る指針」による総合周産期母子医療センターを設置している保険医療機関である。

ウ 「災害時における医療体制の充実強化について」(平成24年3月31日医政地発0331第3号)に規定する災害拠点病院、「へき地保健医療対策事業について」(平成13年5月16日医政発第529号)に規定するへき地医療拠点病院又は地域医療支援病院の支援を受けている。

エ 基本診療料の施設基準等別表第六の二に規定する地域に所在する保険医療機関である。

オ 年間の緊急入院患者数が200名以上の実績を有する病院である。

カ 全身麻酔による手術の件数が年間800件以上の実績を有する病院である。

(3) 医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている。

(適 ・ 否)

※ 別添「◇医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制」により確認。

(4) 静脈採血、静脈注射及び留置針によるルート確保について、次のいずれも実施している。

聴取方法のポイント

(適 ・ 否)

□ 上記について、原則として医師以外の医療従事者が実施することとし、以下のアからウまでのいずれかの場合のみ医師が対応している。

ア 教育的観点から、臨床研修の責任者が必要とあらかじめ認める場合であって、臨床研修1年目の医師が実施する場合。(ただし、当該臨床研修医が所属する診療科において行われるものであって、研修プログラムに支障のない範囲に留まる場合に限る。)

イ 医師以外の医療従事者が、実際に患者に静脈採血、静脈注射及び留置針によるルート確保を試みたが、実施が困難であると判断した場合。(患者を実際に観察し、穿刺を行う前に判断する場合を含む。)

ウ 新生児に対して実施する場合。

□ 上記について、実施可能な医師以外の者が各部門又は病棟ごとに常時1名以上配置されており、当該医師以外の者の氏名が院内掲示等により、職員に周知徹底されている。

(5) 以下のア及びイの事項について記録している。

ア 当該加算を算定している全ての診療科において予定手術に係る術者及び第一助手について、その手術の前日の夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までをいう。以下、同様とする。)に当直、夜勤及び緊急呼出し当番(以下「当直等」という。)を行った者がある場合は、該当する手術と当直等を行った日

イ 当該加算を算定している全ての診療科において2日以上連続で夜勤時間帯に当直を行った日がある場合は該当する当直を行った日。

(6) (5)のアの当直等を行った日が届出を行っている診療科の各医師について、年間4日以内であり、かつ、(5)のイの2日以上連続で夜勤時間帯に当直を行った回数が、それぞれについて届出を行っている診療科の各医師について、年間4日以内である。ただし、緊急呼出し当番を行う者について、当番日の夜勤時間帯に当該保険医療機関内で診療を行わなかった場合は、翌日の予定手術に係る術者及び第一助手となっても、(5)のアの当直等を行った日には数えない。

(7) 当該加算を算定している全ての診療科において、(1)又は(2)のいずれか及び(3)を実施している。

(適 ・ 否)

ア 交代勤務制を導入しており、以下のいずれも実施している。

- 当該診療科に常勤の医師を3名以上配置している。
- 夜勤時間帯において、1名以上の医師が勤務している。
- 夜勤を行った医師について、翌日の日勤帯は、休日としている。
- 日勤から連続して夜勤を行う場合は、当該夜勤時間帯に2名以上の医師が勤務している。
また、夜勤時間帯に、日勤から連続して勤務している者1名につき、4時間以上の休憩を確保している。

- 原則として、当該診療科において夜勤時間帯に行われる診療については、夜勤を行う医師のみによって実施されている。

※ 緊急呼出し当番を担う医師を置かなくても差し支えない。ただし、同時に2列以上の手術を行う場合は、夜勤を行う医師以外の医師が行ってもよい。また、同時に2列以上の手術を行う場合、手術を行う医師(夜勤を行っている医師を除く。)は、(5)アにおける当直等を行っている者には数えない。

- 交代勤務の勤務実績を少なくとも5年間保管している。
また、交代勤務制を導入している全ての診療科について、予定手術以外の手術の一覧(※1)を作成し、少なくとも5年間保管している。

(※1)術者及び全ての助手の医師の氏名並びに開始時間及び終了時間が分かるもの

- 交代勤務制の概要を、診療科ごとにとりまとめ、地方厚生(支)局長に報告している。

イ チーム制を導入しており以下のいずれも実施している。

- 休日、時間外又は深夜(以下「休日等」という。)において、当該診療科に配置されている医師の数が5名又はその端数を増すごとに1名の緊急呼出し当番を担う医師を置いている。
- 休日等において、当該診療科における診療が必要な場合は、原則として緊急呼出し当番又は当直医(当該診療科以外の医師を含む。)が行っている。

※ 当該診療科において、緊急手術を行う場合は、緊急呼出し当番以外の者が手術に参加してもよい。

- 夜勤時間帯に緊急呼出し当番を行った者について、翌日を休日としている。

※ 夜勤時間帯に当該保険医療機関内で診療を行わなかった場合は、翌日を休日としなくても差し支えない。

- 夜勤時間帯において、緊急手術を行った医師(術者及び全ての助手をいう。)について、翌日の予定手術を行う場合は、(5)アにおける当直等を行っている者として数えている。

- チーム制を導入している全ての診療科について、予定手術以外の手術の一覧(※1)及び

緊急呼出しを実施した実績一覧(※2)を作成し、少なくとも5年間保管している。

(※2)実際に保険医療機関内で診療を行ったもの全てを含む。また、保険医療機関内で診療を行った医師の氏名及び保険医療機関内の診療を開始した時間と終了した時間が分かるものである。

緊急呼出し当番の方法等に関する概要を診療科ごとにとりまとめ、地方厚生(支)局長に報告している。

ウ 医師が時間外、休日又は深夜の手術等を行った場合の手当等を支給しており、次のいずれかを実施するとともに実施内容について就業規則に記載を行い、その写しを地方厚生(支)局長に届出している。

また、休日等において、当該診療科に1名以上の緊急呼出し当番を担う医師を置いている。

(適 ・ 否)

※ 休日等において、当該診療科における緊急呼出し当番以外の医師の診療も必要な場合は、緊急呼出し当番以外の医師も診療を行ってもよい。

この場合、緊急呼出し当番以外の医師が夜勤時間帯において手術を行っていても、(5)のAにおける当直等を行っている者としては数えないが、特定の医師に夜勤時間帯の手術が集中しないような配慮を行い、(3)の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制に反映している。

当該診療科において、医師が、休日等の手術又は処置(所定点数が1,000点以上の処置に限る。)を行った場合、その都度、休日手当、時間外手当、深夜手当、当直手当等とは別の手当を支給しており、その内容を当該保険医療機関内の全ての医師に周知している。

当該診療科において、医師が、休日等の手術又は処置(所定点数が1,000点以上の処置に限る。)を年間に行った数に応じた手当を支給しており、その内容を当該保険医療機関内の全ての医師に周知している。

※ 令和6年3月31日時点で休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1の届出を行っている保険医療機関については、(7)に係る規定は令和8年5月31日までの間に限り、なお従前の例による。

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

確認事項

◇ 歯周組織再生誘導手術(歯J063・5)

歯科又は歯科口腔外科を標榜し、歯周病治療に係る専門の知識及び5年以上の経験を有する歯科医師が1名以上いる。 (適 ・ 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

聴取方法のポイント

確認事項

◇ 手術時歯根面レーザー応用加算(歯J063注5)

- (1) 当該レーザー治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上いる。
(適 ・ 否)
- (2) 歯周組織再生誘導手術について当該療養を行う場合は、歯周組織再生誘導手術の届出を行った
保険医療機関である。
(適 ・ 否)
- (3) 歯肉剥離搔爬手術又は歯周組織再生誘導手術において、レーザー照射により当該手術の対象
歯の歯根面の歯石除去を行うことが可能なレーザー機器を備えている。
(適 ・ 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

聴取方法のポイント

確認事項

◇ 広範囲顎骨支持型装置埋入手術(歯J109)

(1) 歯科又は歯科口腔外科を標榜している保険医療機関である。 (適 ・ 否)

(2) 当該診療科に係る5年以上の経験及び当該療養に係る3年以上の経験を有する常勤の歯科
医師が2名以上配置されている。 (適 ・ 否)

(3) 病院である。 (適 ・ 否)

(4) 当直体制が整備されている。 (適 ・ 否)

(5) 医療機器保守管理及び医薬品に係る安全確保のための体制が整備されている。
(適 ・ 否)

(6) 当該手術に必要な検査機器を設置している。 (適 ・ 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

聴取方法のポイント

確認事項

◇ 歯根端切除手術の注3(歯J004注3)

(1) 手術用顕微鏡を用いた治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名
以上配置されている。 (適 ・ 否)

(2) 保険医療機関内に手術用顕微鏡が設置されている。 (適 ・ 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

聴取方法のポイント

確認事項

◇ 口腔粘膜血管腫凝固術(歯J035-2)

(1) 当該レーザー治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されている。

(適 ・ 否)

(2) 口腔粘膜に生じた血管腫等の血管病変に対する凝固を行うことが可能なレーザー機器を備えている。

(適 ・ 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

聴取方法のポイント

確認事項

聴取方法のポイント

◇ 歯科麻酔管理料(歯K004注)

(1) 歯科麻酔に係る専門の知識及び2年以上の経験を有し、当該療養に習熟した医師又は歯科医師の指導の下に、主要な麻酔手技を自ら実施する者として全身麻酔を200症例以上及び静脈内鎮静法を50症例以上経験している常勤の麻酔に従事する歯科医師が1名以上配置されている。

(適 ・ 否)

(2) 常勤の麻酔に従事する歯科医師により、麻酔の安全管理体制が確保されている。

(適 ・ 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

確認事項

◇ 口腔病理診断管理加算1(歯0000注4)

(1) 病理部門又は口腔病理部門が設置されており、口腔病理診断を専ら担当する常勤の歯科医師又は医師(専ら口腔病理診断を担当した経験を7年以上有するものに限る。)が1名以上配置されている。 (適 ・ 否)

※ なお、口腔病理診断を専ら担当する歯科医師又は医師とは、勤務時間の大部分において病理標本の作製又は病理診断に携わっている者をいう。

(2) 口腔病理標本作製及び口腔病理診断の精度管理を行うにつき十分な体制が整備されている。 (適 ・ 否)

(3) 年間の剖検数・生検数が十分にあること、剖検室等の設備や必要な機器等を備えていること等を満たしていることが望ましい。 (適 ・ 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

聴取方法のポイント

◇ 口腔病理診断管理加算2(歯0000注4)

(1) 病理部門又は口腔病理部門が設置されており、口腔病理診断を専ら担当する常勤の歯科医師又は医師(専ら口腔病理診断を担当した経験7年以上有するものに限る。)が1名以上及び口腔病理診断を専ら担当する常勤の歯科医師又は医師(専ら口腔病理診断を担当した経験を10年以上有する者に限る。)が1名以上配置されている。 (適 ・ 否)

※ なお、口腔病理診断を専ら担当する歯科医師又は医師とは、勤務時間の大部分において病理標本の作製又は病理診断に携わっている者をいう。

(2) 口腔病理標本作製及び病理診断の精度管理を行うにつき十分な体制が整備されている病院である。 (適 ・ 否)

(3) 年間の剖検数・生検数が十分にあること、剖検室等の設備や必要な機器等を備えていること等を満たしている。 (適 ・ 否)

(4) 臨床医及び病理医が参加し、個別の剖検例について病理学的見地から検討を行うための会合(CPC: Clinicopathological Conference)を少なくとも年2回以上行っている。 (適 ・ 否)

(5) 同一の病理標本について、口腔病理診断を専ら担当する複数の常勤の歯科医師又は医師が鏡検し、診断を行う体制が整備されている。なお、診断にあたる歯科医師又は医師のうち1名以上は口腔病理診断を専ら担当した経験を7年以上有している。 (適 ・ 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

確認事項

◇ クラウン・ブリッジ維持管理料(歯M000-2)

クラウン・ブリッジ維持管理を行うに当たって、必要な体制が整備されている。 (適 ・ 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

聴取方法のポイント

確認事項

聴取方法のポイント

◇ 歯科矯正診断料(歯N000)

(1) 当該療養を行うために必要な次に掲げる基準を満たしている。 (適 ・ 否)

ア 歯科矯正セファログラムが行える機器を備えている。

イ 歯科矯正治療の経験を5年以上有する専任の歯科医師が1名以上勤務している。

(2) 常勤の歯科医師が1名以上配置されている。 (適 ・ 否)

(3) 当該療養につき顎切除等の手術を担当する診療科又は別の保険医療機関と、歯科矯正に関する医療を担当する診療科又は別の保険医療機関との間の連携体制が整備されている。

(適 ・ 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

確認事項

◇ 顎口腔機能診断料(歯N001)

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第36条第1号及び第2号に係る医療について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項に規定する都道府県知事の指定を受けた医療機関(歯科矯正に関する医療を担当するものに限る。)である。 (適 ・ 否)

(2) 当該療養を行うために必要な次に掲げる基準を満たしている。 (適 ・ 否)

ア 下顎運動検査、歯科矯正セファログラム及び咀嚼筋筋電図検査が行える機器を備えている。

イ 専任の常勤歯科医師及び専従する常勤看護師又は歯科衛生士がそれぞれ1名以上勤務している。

(3) 当該療養につき顎離断等の手術を担当する診療科又は別の保険医療機関と、歯科矯正に関する医療を担当する診療科又は別の保険医療機関との間の連携体制が整備されている。 (適 ・ 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

聴取方法のポイント

確認事項（★印は重点確認事項）

◇ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I) (歯P100)

(1) 外来医療又は在宅医療を実施している。 (適 ・ 否)

(2) 主として歯科医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。以下、この項において「対象職員」という。)が勤務している。 (適 ・ 否)

(※) 対象職員は別表4に示す職員であり、専ら事務作業(歯科業務補助者等の歯科医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く。)を行うものは含まれない。

(別表4)

薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、歯科業務補助者、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医師事務作業補助者、その他医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)

(3) 令和6年度及び令和7年度において対象職員の賃金(役員報酬を除く。)の改善(定期昇給によるものを除く。)を実施している。 (適 ・ 否)

聴取方法のポイント

当日準備 ・当該評価料の算定額に相当する賃金の改善の実績を証明する書類を見せてください。

(4) (3)について、ベア等により改善を図るため、当該評価料は、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に用いている。 (適 ・ 否)

(※)ベア等を行った保険医療機関において、患者数等の変動等により当該評価料による収入が上記の増加分に用いた額を上回り、追加でベア等を行うことが困難な場合であって、賞与等の手当によって賃金の改善を行った場合又は令和6年度及び令和7年度において翌年度の賃金の改善のために繰り越しを行う場合(令和8年12月までに賃金の改善措置を行う場合に限る。)についてはこの限りではない。いずれの場合においても、賃金の改善の対象とする項目を特定して行っている。

(※)当該評価料によって賃金の改善を実施する項目以外の賃金項目(業績等に応じて変動するものを除く。)の水準を低下させていない。

(※)賃金の改善は、当該保険医療機関における「当該評価料による賃金の改善措置が実施されなかった場合の賃金総額」と、「当該評価料による賃金の改善措置が実施された場合の賃金総額」との差分により判断する。

(※)令和6年度に対象職員の基本給等を令和5年度と比較して2分5厘以上引き上げ、令和7年度に対象職員の基本給等を令和5年度と比較して4分5厘以上引き上げた場合については、40歳未満の勤務歯科医及び勤務医並びに事務職員等の当該保険医療機関に勤務する職員の賃金(役員報酬を除く。)の改善(定期昇給によるものを除く。)を実績に含めることができる。

(5) 令和6年度及び令和7年度における当該保険医療機関に勤務する職員の賃金の改善に係る計画 (以下「賃金改善計画書」という。)を作成している。 (適 ・ 否)

(6) 当該評価料の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守している。 (適 ・ 否)

(7) 対象職員に対して、賃金改善を実施する方法等について、届出に当たり作成する「賃金改善計画書」の内容を用いて周知するとともに、就業規則等の内容についても周知している。

また、対象職員から当該評価料に係る賃金改善に関する照会を受けた場合には、当該対象者についての賃金改善の内容について、書面を用いて説明すること等により分かりやすく回答している。

(適 ・ 否)

当日準備 ・賃金改善計画書を見せてください。

当日準備 ・対象者からの照会に際して使用した書面を見せてください。

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

確認事項（★印は重点確認事項）

◇ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)(歯P101)

(1) 医科点数表又は歯科点数表第1章第2部第1節の入院基本料(特別入院基本料等を含む。)、同部第三節の特定入院料又は同部第四節の短期滞在手術等基本料(短期滞在手術等基本料1を除く。)を算定していない。 (適 ・ 否)

(2) 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の届出を行っている。 (適 ・ 否)

★(3) 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)及び外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)により算定される点数の見込みを合算した数に10円を乗じた額が、主として歯科医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。以下、この項において「対象職員」という。)の給与総額の1分2厘未満である。 (適 ・ 否)

(※)対象職員は別表4に示す職員であり、専ら事務作業(歯科業務補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く。)を行うものは含まれない。

(別表4)

薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、歯科業務補助者、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医師事務作業補助者、その他医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)

聴取方法のポイント

(4) 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の保険医療機関ごとの区分については、当該保険医療機関における対象職員の給与総額、歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)及び外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)により算定される点数の見込み並びに歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)及び外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の算定回数を見込みを用いて算出した数【B】に基づき、別表5に従い該当するいずれかの区分を届け出ている。 (適 ・ 否)

$$【B】 = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{対象職員の給与総額} \times 1 \text{分} 2 \text{厘} - (\text{外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)及び} \\ \text{歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)により算定される点数の見込み}) \times 10 \text{円} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} (\text{外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)イの算定回数の見込み} \times 8 \\ + \text{外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)ロの算定回数の見込み} \\ + \text{歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)イの算定回数の見込み} \times 8 \\ + \text{歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)ロの算定回数の見込み}) \times 10 \text{円} \end{array} \right]}$$

(※) 医科歯科併設の保険医療機関であって、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の施設基準についても届出を行う保険医療機関については、同一の区分により届け出ている(例えば歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)2の届出を行う場合は、外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)2を届け出ている。)

(5) 令和6年度及び令和7年度において対象職員の賃金(役員報酬を除く。)の改善(定期昇給によるものを除く。)を実施している。 (適 ・ 否)

当日準備 ・届出している評価料区分の算出根拠となる書類を見せてください。

当日準備 ・当該評価料の算定額に相当する賃金の改善の実績を証明する資料を見せてください。

(6) (5)について、ベア等により改善を図るため、当該評価料は、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に用いている。 (適 ・ 否)

(※)ベア等を行った保険医療機関において、患者数等の変動等により当該評価料による収入が上記の増加分に用いた額を上回り、追加でベア等を行うことが困難な場合であって、賞与等の手当によって賃金の改善を行った場合又は令和6年度及び令和7年度において翌年度の賃金の改善のために繰り越しを行う場合(令和8年12月までに賃金の改善措置を行う場合に限る。)についてはこの限りではない。

(※)いずれの場合においても、賃金の改善の対象とする項目を特定して行っている。

(※)当該評価料によって賃金の改善を実施する項目以外の賃金項目(業績等に応じて変動するものを除く。)の水準を低下させていない。

(※)賃金の改善は、当該保険医療機関における「当該評価料による賃金の改善措置が実施されなかった場合の賃金総額」と、「当該評価料による賃金の改善措置が実施された場合の賃金総額」との差分により判断する。

(7) 令和6年度及び令和7年度における「賃金改善計画書」を作成している。 (適 ・ 否)

★(8) 常勤換算2名以上の対象職員が勤務している。ただし、「基本診療料の施設基準等」別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあっては、この限りでない。 (適 ・ 否)

当日準備 ・賃金改善計画書を見せてください。

★(9) 当該保険医療機関において、以下に掲げる社会保険診療等に係る収入金額(以下、「社会保険診療等収入金額」という。)の合計額が、総収入の100の80を超えている。 (適 ・ 否)

- ア 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね100の10以下の場合をいう。)の場合に限る。)を含む。)
- イ 健康増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。)
- ウ 予防接種(予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第6項に規定する定期の予防接種等その他医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号口の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種(平成29年厚生労働省告示第314号)に規定する予防接種をいう。)に係る収入金額
- エ 助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。)
- オ 介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額(租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。)
- カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費並びに同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業に係る収入金額
- キ 児童福祉法第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額
- ク 国、地方公共団体及び保険者等が交付する補助金等に係る収入金額

(10) 当該評価料の趣旨を踏まえ、労働基準法等を遵守している。 (適 ・ 否)

(11) 対象職員に対して、賃金改善を実施する方法等について、届出に当たり作成する「賃金改善計画書」の内容を用いて周知するとともに、就業規則等の内容についても周知している。また、対象職員から当該評価料に係る賃金改善に関する照会を受けた場合には、当該対象者についての賃金改善の内容について、書面を用いて説明すること等により分かりやすく回答している。

(適 ・ 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

当日準備 ・対象者からの照会に際して使用した書面を見せてください。